

事務連絡
令和4年9月2日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室）
中核市 障害福祉サービス等情報公表制度 ご担当者御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等情報公表システムにおける公表の推進について（依頼）

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力を頂き感謝申し上げます。

「障害福祉サービス等情報公表システム」において、事業所等の情報を公表していただいておりますが、情報公表システムを通じ、適切に報告・公表を行っている事業所がある一方、今年度の情報更新を未だ行っていない一部事業所が見受けられます。（今年度の自治体別の更新状況は別紙参照）

情報公表制度は、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択、事業者のサービスの質の向上等に資するため、障害者総合支援法等に規定されているものであり、事業所は、都道府県等に対して障害福祉サービスの内容等を毎年度報告するとともに、都道府県等は、事業所から報告された内容を公表する義務があります。

つきましては、各都道府県等担当者におかれましては、所管の事業所における障害福祉サービス等登録状況に応じて、以下のとおり、ご対応をお願いいたします。特に公表率が低調な都道府県等におかれましては、何卒、積極的なご対応をお願いいたします。

- 事業所が都道府県等に未申請
- 都道府県等が事業所に差し戻し後、事業所による再申請待ち
⇒ 事業所への申請処理の指示をお願いします。
※事業所がシステムへ事業所情報を保存後、申請処理が漏れていることも想定されます。
適宜、フォローアップをお願いいたします。
- 事業所が今年度の報告を都道府県等に未申請（前年度までに公表済）
⇒ 事業所への今年度分報告（届出）の指示をお願いします。
- 都道府県等による承認待ち
- 都道府県等による公表依頼待ち
⇒ 速やかな承認・公表処理をお願いします。

今後、障害保健福祉関係主管課長会議において、各都道府県等の取組状況に係る資料の掲載等を予定しておりますので、本制度の趣旨をご理解の上、全事業者の障害福祉サービス等情報を適切に公表できるよう、計画的なご対応をお願いいたします。

なお、各都道府県等の取組状況については、定期的に独立行政法人福祉医療機構から「障害福祉サービス等情報公表システム」の登録状況をメールにてお知らせしておりますので、取組の参考としてください。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課 評価・基準係

T E L : 03-5253-1111 (内線) 3036

E-mail : hyouka-kijyun3@mhlw.go.jp